

仮置場等災害等応急対策工事に関する協定

環境省福島地方環境事務所（以下「甲」という。）は、除染除去物等仮置場等（以下「仮置場等」という。）において災害等が発生した場合の応急対策工事（以下「工事」という。）の実施に関し、一般社団法人日本建設業連合会東北支部（以下「乙」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理中の仮置場等が、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により被災したときに、乙が実施する工事の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被害仮置場等の早期復旧に資することを目的とする。

（工事の実施範囲）

第2条 工事の実施範囲は、甲が管理中の仮置場等における災害等発生箇所とする。

（情報の提供要請）

第3条 仮置場等に災害等が発生した場合には、甲は乙に対し、発生した災害等に対応できる乙の会員の情報について提供を求めることができる。
乙は、上記情報の提供要請があった場合、できるだけ速やかに甲に対し、情報の提供を行う。

（工事の内容）

第4条 甲は、甲の管理する仮置場等に災害が発生し必要と認めるときは、前条により提供された情報等に基づき、乙の会員に対し出動を要請できるものとし、出動を要請した時は速やかに要請内容を乙に連絡するものとする。

2 乙の会員は、出動要請があったときには、速やかに被災状況を把握し、甲の指示により工事を実施するものとする。

（工事の実施体制）

第5条 乙は工事を早急に実施できるよう、必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法を定め、会員業者による編成表及び連絡体制を実施体制として甲に報告する。
なお実施体制に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲が乙の会員に工事の実施を要請したときは、甲は乙の当該会員と工事請負契約を速やかに締結するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までの期間とする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（実施範囲の特例）

第8条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として甲が乙の会員に工事に実施を要請した場合は、特別な理由がない限り、乙の会員はこれに応じるものとする。

(損害の負担)

第9条 工事の実施に伴い甲、乙又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等の損害が生じた場合には、乙又は乙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

(先の協定の解除)

第10条 この協定の締結日をもって、平成29年3月1日付け「仮置場等災害等応急対応業務に関する協定書」を解除するものとする。

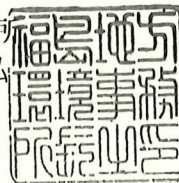
(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、それぞれ甲、乙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月2日

甲 環境省 福島地方環境事務所
所長 室石 泰弘



乙 一般社団法人 日本建設業連合会 東北支部
支部長 平田 尚久

